

令和7年度 第1回 公共調達監視委員会 議事内容

令和7年8月19日

※審議対象一覧表の案件（14件）について概要を説明後、委員からの質問に対して答弁したもの。

No.14 高松・東讃地域の庁舎日常清掃業務

委員：業務エリアが広範囲であることで、1者入札となっているため、地域を限定するなどの仕様内容の変更を検討すると言う質疑が公共調達委員会でされたと認識する。業務エリアが広範囲のため応札者がいないことは業者に確認したのか。また地域を限定することによるデメリットはあるのか。

事務局：業務エリアが広範囲であるため、業務人員の確保が難しく応札できないことは業者に確認した。なお、地域を限定することにより、スケールメリットが働かなくなり費用が高額となるおそれがある。

また、過去に地域を限定した結果として小規模事業者が応札し、当該業者が不履行となったことがあり、これもデメリットの一つであると考える。

委員：「A」～「D」のすべての等級が応札できる中で、無理して応札する業者を排除できないのではないか。契約金額は前年度と比べて増えたのか。

事務局：前年度より約100万円増額した。

委員：予定価格の積算方法とは。また金額が増えた要因とは。

事務局：予定価格は前年度の落札率に加え、人件費増を織り込んで積算する。金額が増えた要因は人件費増に加え、原油等の資源価格の上昇による清掃用具の値上がりもある。

委員：予定価格は公表しているのか。

事務局：開札後に公表している。

委員：1者応札解消のため、業務地域を分割し発注することを検討されたい。

事務局：承知した。

No.15 中・西讃地域の庁舎日常清掃業務

委員：No.14と同様に、1者応札解消のため、業務地域を分割し発注することを検討されたい。

事務局：承知した。

No.20 医療労務管理支援事業

委員：価格と技術の総合評価点の高い業者が落札することとなるが、入札金額が高い業者が落札した。技術点が高い理由とは。また、技術点の上限はあるのか。

事務局：技術点の採点結果は資料として用意していないが、本件の場合には技術点の上限は200点であ

る。技術審査会は、職員に加え大学教授や外部の関係者で構成されている。応募者より計画内容のプレゼンテーションを受け評価を行う。本件は価格より技術に比重を置いているが、訪問件数や相談件数などの成果も求められる中で、このような配点としている。

委員：事業終了後、成果に関する検証は行っているのか。

事務局：毎月、連絡会議にて成果を検証・管理を行っている。

No.21 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業

委員：前年度と同じ業者が落札したのか。

事務局：前年度は別の業者が落札した。

委員：前年度の落札者の事後評価はどうだったのか。また評価が悪い場合や不履行とした場合に入札に参加できないなどの決まりはあるのか。

事務局：評価が悪い程度では、入札に参加できないとする取り決めはない。

委員：基準価格が設定されていないのはなぜか。

事務局：予定価格が1,000万円以上となる場合に基準価格は設定するが、本件の予定価格はその基準に満たないため、設定していない。

No.22 若年者地域連携事業

委員：落札者の等級は。

事務局：「B」である。

委員：「B」や「A」はどのような企業が該当するのか。

事務局：具体的な企業はわからないが、資本金や実績評価などにより格付けされている。

委員：一者入札であった場合で、技術点が低く総合評価点が低い場合は不落となるのか。

事務局：そのとおりである。

委員：一者入札だと価格点はどのように決まるのか。

事務局：一者入札に関係なく、予定価格に対する入札金額で決まる。

No.23 令和7・8年度地域若者サポートステーション事業

委員：本件は2年毎の事業だが、毎年ではない理由は。

事務局：令和3年度までは単年だったが、就職困難者の支援体制を整えるうえで信頼関係を築くのに2年は必要ということで、単年度ではなく2か年の事業となった。

委員：前回は他の業者の入札があったと思うが、今回入札しなかった理由は。また、入札参加者を増やすための取り組みは検討しているのか。

事務局：前回入札した業者が今回入札しなかった理由は不明である。今回、落札者以外に4者が入札説明書を取りに来たため、各者に応募しなかった理由は確認する。

(参考) 後日確認した理由

事業を行うには、多くの人員や事業所の確保が求められ、時間と労力が必要である。そのため、事業内容を知らない事業者や事業ノウハウがない事業者の場合、入札説明書を取りに来て応募しないことが多い。

委員：相談者の選定を含め委託するため、相談者の質がわからないと思われるが、本件事業の委託方法の方針であるのか。

事務局：そのとおりであると思われる。

委員：予定価格に近い落札金額だが、他の案件より総合評価点が高くなっているが、技術点が高かったことが要因なのか。

事務局：技術点の上限が他の案件より高く価格点の上限もまた高いため、点数そのものが高くなっていることが要因である。

No.25 しごとプラザ高松事務室に係る賃貸借契約

委員：賃貸借契約の場合の予定価格の積算方法とは。また値上げする予定はあるのか。

事務局：人件費の上昇を要員とした値上げの相談はある一方で、厚生労働省として経費節減の必要性を説明しつつ値下げの交渉も行っている。交渉結果を受け、見積書を徴取し、予定価格を積算する。

No.26 助成金センター事務室に係る賃貸借契約

質疑なし

No.29 高松公共職業安定所駐車場に係る賃貸借契約

質疑なし

No.35～38 障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)

委員：金額が上がった事業と下がった事業があるがその理由とは。前年度から No. 35 は 4%上がった一方で、No. 38 は 3%下がっている。

事務局：従事する支援員数や面接会の開催回数が増減したことが要因である。

委員：委託先の要件として都道府県知事の推薦が必要となっているが、委託先の監督責任として、都道府県は責任を負うのか。また事業内容の事後報告書などはあるのか。

事務局：責任関係はこの場ではわからない。なお、報告書はある。

No.39 高齢者活躍人材確保育成事業

委員：No. 35～38 と同様に随意契約先に限定されるものとする。なお、予定価格と契約金額が異なる理由は。

事務局：委託先から概算金額の提出を受け、これを基に予定価格を積算する。一方で、実際の事業計画を作成するにあたっては、予定価格内に収まるように、予定価格を伝えず事業内容をすり合わせて事業計画を作成し委託する。

委員：積算内訳の中で、事業費として推進員の基本給が含まれる一方で、人件費項目がある。基本給は人件費ではないのか。どのような基準で分類されているのか。

事務局： 分類は定められた基準に基づき表記されている。

全体総括（意見）

委 員： No. 14～15 は、1 者入札解消のため、業務地域を分割し発注することを検討すること。

各事業とも、事後報告書に基づき、評価・振返りを行うこと。

No. 35～38 は、推薦者（都道府県知事）との責任範囲を明確化すること。

事務局： 承知した。

以上